|  |
| --- |
| 誓　　約　　書　私は、遺失物法施行令第５条第５号ロ(1)から(3)に掲げる１　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者２　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２３５条、第２４３条（同法第２３５条の未遂罪に係る部分に限る。）、第２４７条、第２５４条、第２５６条第２項若しくは第２６１条に規定する罪若しくは遺失物法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して２年を経過しない者３　精神機能の障害により特例施設占有者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しないことを誓約します。　群馬県公安委員会　殿　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所 役　職　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　 |

 ※　役職は、遺失物法施行令第５条第５号ロ(4)の法人でその役員の場合に記載すること。